

唐末五代の假父子的結合における姓名と年齢

栗原益男

一、まえがき

二、姓名

三、年齢

四、結び

一、まえがき

擬制親子的結合たる假父子的結合現象は隋末唐初から五代に亘る時代に、隋末唐初の隋唐王朝交代期、安史の亂前後期、唐末五代の唐的支配権力の無力化消滅期の三期に分かれ、これらの期間に集中的に現われている。假父としては地方政府主體者としての群雄、藩帥更に宦官、商業資本家が存在し、假子には、共に假父の家父長的支配権下についたのであるが、性格や存在形態から類別して、奴隸的無主體者の集團型假子とそれよりは主體性を持ちえた個人型假子とが存在している。集團型假子が假父と集團の形態で結びつき、集團を單位體としての機能をもつて活動が没個人的であったのに對し、個人型

假子は假父と個人的に、その限りでは一對一で假父子的結合をなし、節度使、刺史、軍將等の職責をおびて社會的活躍をするものである。⁽¹⁾ 従つて、文獻に集團型假子が安祿山の曳落河、鎮海節度使李鑄の蕃落健兒・挽健兒の如く、集團名は記載されることもあるが、個人名は全然見當らないに對し、個人型假子は個人名が數多く記載されている。そして個人型假子は隋末唐初期、安史の亂前後期にも集團型假子と共に現われているが、唐末五代にこそ殆んど獨占的にしかも多數出現しているのである。⁽²⁾ 従つて、假子の姓名、附加的に假父假子の年令關係から假父子的結合現象を考察するを目的とする小論の對象は、主として唐末五代の個人型假子と假父との關係である。

二、姓　　名

假父子的結合を形成すると、唐末五代の個人型假子には、姓が假父のそれに改められると共に、名は中國の血族において一般的に行われている輩行を示す命名法が適用された。然し隋末唐初の個人型假子にはそのようなことはなかつた。安史の亂前になると、姓のみを假父のそれに改める事例がみえてくる。安祿山の假子安忠志（⁽³⁾後の大李）はもと范陽の武將張鎖高の假子張忠志のことであつて、祿山の假子となり安と改姓したもので、名はもとのまゝとなつてゐる。⁽⁴⁾ 然し祿山には他に王守忠、李欽湊なる假子もあり、祿山の假子が一貫して安に改姓したものではなかつた。成德節度使王武俊の假子王五哥も安祿山—安忠志に類するものである。⁽⁵⁾ たゞ宦官魚朝恩の假子魚智德の元姓名は尙可孤であり、これは姓、名共に改められたものである。唐末五代になると、姓・名共に改められるが假父より附與される姓名——以後假子姓名とよぶ——は、前述の如く輩行を示して實男子と同じ命名法が採用されてくる。但し例外と思われるものはあつた。宦官田令孜と王建・韓建・李師泰・張造・晉瞞の五假子の場合がそれであり、五假子わけても王建、韓建は大いに活躍し、その経歴も詳細に知りうるが、何れも假子

姓名を附與された記事はなく、恐らく假子となつても姓名共にものまゝであつたと考えられるのである。田令孜と五假子の結合は實に露骨に利害得失面が表出されており、個人型武將型假子の中でも、王建によつて象徴されている如く、隸從性が最も稀薄で田令孜の家父長權も極めて弱かつたと思考されるものであつた。⁽⁶⁾ 王建は最後になつて唐王室の意向にまで反して作爲し令孜を下獄餓死させてしまつてゐる。⁽⁷⁾ かような兩者の關係は、姓名共改めないことにも反映しているのであるまいか。なお、田令孜には他に田彥賓なる假子があり、これは宋文通（後の岐王鳳翔節度使にして後述の如く多くの假子を設定⁽⁸⁾）が姓名共に改められたものである。⁽⁹⁾ 田令孜が十軍兼十二衛觀軍容使として禁軍統帥權をにぎつた時、宋文通は神策軍の一軍使としてあり、兩者の關係は、興元節度留後鹿晏弘の許に巡内刺史であつたが、晏弘猜忌のためこれと不和となり、またまたま田令孜が厚利をもつて誘うにより、晏弘の許を逃れてその許に奔つた王建ら五假子より深いのである。

かぐの如く、田令孜—五假子の場合を除いて、實男子なみの命名法が假子にとられているが、まず例を、中原に王朝を創建し史料の點でも豊富であるため、後唐李家にとり、實男子並びに同世代の血族者と關連させながら假子姓名を觀察していくことにしたい。後唐の系譜は朱耶赤心（名を賜わり李國昌という⁽¹⁰⁾）—李克用—李存勗（莊宗）—李嗣源（明宗）—李從厚（閔帝）—李從珂（廢帝）である。なお實子による繼承は一印、養子によるものは二印、假子によるものは三印とした。即ち明宗嗣源は克用の假子、換言すれば莊宗存勗と假兄弟であり、明宗以後は嗣源の系統が王位につく。廢帝從珂は本姓王氏、嗣源の妾魏氏の連れ子で、嗣源が養子としたものである。李家では、克用の世代は克讓・克修・克恭・克寧・克柔の如く、克字を名に共通にし（輩）、存勗の世代の輩字には存・嗣の二字がある。即ち克用には存勗以下八人の實男子があつて、すべて存字を共通にして、克用の弟克寧には存寧があり、同じく克修の子に嗣弼・嗣肱がいる。⁽¹¹⁾ そして存勗と同世代になる克用の假子はすべて存或は嗣の一字を假子名にもち、克柔に李嗣昭なる假子がいる。

他の假父についてみれば、宦官楊復恭・復光從兄弟では、舊唐書卷一楊復光傳に

諸假子守亮・興元節度使・守宗・忠武節度使・守信・商州防禦使・守忠・洋州節度使、其餘以守爲名者、數十人、皆爲牧守將帥、とあり、また同書同卷楊復恭傳に、復恭が中央を追わされて從弟復光の假子興元節度使楊守亮に據つた記事に、復恭至興元、節度使楊守亮乃糺合諸守義兄弟、舉兵以討（李）順節爲名、

とあつて、守字を、前蜀王朝を創建した王建は宗字、後梁太祖朱全忠は友字、鳳翔節度使李茂貞は繼字、¹⁴⁾李存勗も繼字、¹⁵⁾李嗣源は從字を假子名の共通字としている。また一字名の場合には、東川節度使顧彥暉の假子顧琛・顧璿が例證となる如く偏を共通にしている。そしてこれら假子名の共通字は實子のそれと同じである。更に知訓・知詢・知證・知諤なる實子をもつ徐溫には徐知誥なる假子がいる。¹⁶⁾たゞ實子のおらぬ宦官楊復光從兄弟の場合には、このことは適用できないが、假子間で共通字を一貫させていた點では、他の假父子の場合と同様である。

同「假父の設定した假子數がどの位であるかは勿論假父によつて異なるし不明であるが、楊復光從兄弟・李克用・王建の場合はかなり明らかである。楊復光從兄弟については、前出舊唐書の記事によれば數十人である。李克用の場合については、通鑑卷二十六開平三年二月の條に、克用が他界して假子李存頫らが克用の弟克寧を子存勗を失脚させて後繼者にせんとした謀略が記されているが、その胡注に

李克用義兒百餘人必不盡、然獨存頫等爲此耳、史槩言之曰諸假子、

とあり、同書卷二清泰元年三月の條の、孫漢韶は李存進（李克用の假子）の子であるとの胡注に

晉王克用義兒百餘人、李存進本姓孫、後復本姓、

とあり、胡三省が何に基づいて克用の假子數を百餘人としているか不明であるが、二ヶ所において、かくの如き註文を附し

ており、充分根據があつてのことと考えられる。王建の假子數については、通鑑卷二 開平四年一月の條に、王建が血縁者に王號を賜與した記事につづいて

自餘假子百二十人、皆功臣、

とあり、王建には一二〇人の假子があつたわけである。前述の如く、姓が王、輩字宗を手掛りとして王建の家臣團を當つていけば文獻上から全數の三分の一は検出しうる（註一）。同様の方法により假子數不明な假父の設定した假子を相當數検出しうる。李茂貞の場合もそのことが顯著である。茂貞の家臣にして姓は李、名の前一字に繼字をもつものを、唐末五代の軍事、政治方面の人名を最も多く記載している通鑑を中心にして求めれば、利州刺史李繼顯⁽²¹⁾・閩州防禦使李繼雍⁽²²⁾・鳳翔將李繼昭⁽²³⁾・李繼寧⁽²⁴⁾・鳳翔李繼溥⁽²⁵⁾・李繼涼⁽²⁶⁾・李繼欽⁽²⁷⁾・岐所署（鹽州）刺史李繼直⁽²⁸⁾・李繼夔⁽²⁹⁾・岐將李繼陟⁽³⁰⁾などが目につく。これらは文獻に記載されているもののみであり、文獻に現われないで、茂貞配下の武將にして李、繼某なる姓名のものが更に存在したと推察することは不當ではないであろう。とすればその數はますます増加する。然しこれらのものがすべて假子なりとは断定できない。例えば、李繼崇なる姓名が茂貞の部將として通鑑その他に屢々みえるが、舊五代史卷一劉知俊傳・冊府元龜卷四將帥部奔亡の條によれば、これは茂貞の猶子なのである。従つて李繼某の中には茂貞と血縁關係——茂貞の子の世代一にあるものが存在したかも知れぬからである。更に單なる茂貞配下の部將についても考慮せねばならぬであろう。それにしても假子或は養子と明記されているものが相當數いる所からみても（註一）、假子であつたものが多かつたのではないかと思考される。以上の如く、假子は假父子的結合をすると共に、假父からその實男子と同様に輩行を表示する命名法により姓名を賜與された。この點は家僮・帳下から假子となるものも武將・降將からのものも全く同様であつた。この命名法から假子と明記されておらぬ假子を發見しうるし、通鑑卷二 開平四年六月の條に

庚辰、(馮)行襲卒、甲申、以李廷權知匡國留後、悉以行襲兵分隸諸校、冒馮姓者皆還宗、
ある記事は、匡國節度使馮行襲の家臣團に馮姓の武將が相當數あり、それらの武將は行襲の假子であること、換言すれば
行襲が假父子的結合をなしたことも、一人の具體的假子姓名も文獻に現われぬが、馮行襲もまた自己の保有する藩帥的支配
權力の維持擴大のため、假父子的結合を形成していたのではないかと推察せしめる。更に推測するなら、實子同様の命名法
が採用されていたのではないか。實際考異が「冒馮姓者皆行襲之養子」なる見解を示しているが、養子を假子或は義兒
と置きかえれば、これは正しいとしてよいであろう。

再び後唐李家に戻つて、多數の假子設定をなした李克用の孫の世代即ち莊宗存勗の子の世代について命名法を考えれば、存
勗の實男子には繼岌・繼彊・繼嵩・繼瞻・繼嶠の五人があつて、繼字を輩字とし、存勗の假子もまたそくなつてゐる(註一)。
なお存勗の兄弟の實子の有無、姓名は不明である。そして繼字を克用の孫の世代のもので共通字にしてゐるのは、僅かに克
柔の假子嗣昭の實子のみであつて、他の克用の假子例えは嗣源の子及び從子では從が輩字であり、存進の子には漢韶・漢英
・漢筠があり、存璋には彦球ほか二子、存審には彦卿・彦超・彦饒・彦能・彦琳・彦圖、存信には從訓・從恩がおつて、それ
ぞれ漢・彥・從を輩字としている。李克用は天祐五年(九〇)に歿したが、その年には李嗣源の從子從敏は一才、同じく
從璋は二二才、從溫は一五才(嗣源の實子の年)、存審の子彦卿は一才、存信の子從訓は二〇才前後、その弟從恩は一才、
であり、嗣昭の第二子繼忠は一一才であつた。また李嗣源の妾魏氏の連れ子本姓王、名阿三が嗣源の養子從珂となつたのは、
景福年間(八九二—)のことであつて、嗣源が克用の既に假子であつた中和四年(八八六)より八・九年後、克用歿年の約一五年
前のことである。つまり克用の假子の子の命名法は李存勗に則つて統一されていなかつたわけで、克用の假父子的結合の限界
は、命名法の面からみて、李嗣昭を除外しては、假父一假子の系譜で終つていることになる。また克用の長子存勗の假子李繼

麟は同光元年（九二）⁴⁴、李繼環は天成元年（九二）三月、撒刺阿揆（耶律阿保機の弟北大王の）⁴⁵は貞明四年（九一）、李繼燁は貞明五年（九二）⁴⁶にそれぞれ假子となつており、すべて克用歿後のことと、當然のこと克用の家父長權は存勗の假子には及んでいない。⁴⁷後唐李家について李克用の孫の世代の命名法をみてきたが、更に李茂貞・王建について具體的に考察を加えたい。この二假父を選定したのは、一に史料に制約されてである。

李茂貞の子の世代は前述した如く、繼字を輩字としたが、假子李繼微の實子に李彥魯、猶子李繼崇の實子に李彥秀⁴⁸がいて、彥字が共に名に附されている。この點に留意すると、茂貞配下の武將に岐王所署保大節度使李彥博・坊州刺史李彥昱⁴⁹・李彥太⁵⁰・李彥果・階州刺史李彥安・成州刺史李彥德⁵¹などを見出すことができる。猶子・假子の子が彥字を共通にしている所からみて、これらは多くは茂貞の孫の世代に當るものであり、茂貞の子の世代の實子にあらざる血縁者並びに假子の子或は後述の如き茂貞が直接設定した假孫であろうし、孫の世代にこの命名法は李克用の場合よりは徹底して行われたのであるまい。何となれば、茂貞の長子李繼曠も父と四才も年齢の開きがあり、右姓名の中、最も年次が降つて文獻に現われる貞明年（九一）一月で一九才にしか過ぎぬ故、茂貞の實子の子とは考えられないである。しかも茂貞はそれより九年後の同光二年（九二）に他界しているから、その家父長權は孫の世代、換言すれば實孫のみでなく假子の子の命名法にまで及んだと思われる。その事を次の舊五代史卷一孫德昭傳の記事は強く證明する。

及（孫）承誨至鳳翔、易名繼誨、（董）從實改名彥弼、皆爲李茂貞所養、

この記事は、假子のみならず假孫をも實子・從子或は假子の媒介なしに、直接茂貞が設定し自己に結びつけたもののあることを物語つてゐるからである。また五代史記卷四溫韜傳に

溫韜京兆華原人也、少爲盜、後事李茂貞爲華原鎮將、冒姓李名彥韜、茂貞以華原縣爲耀州、以韜爲刺史、

とあり、李彥韜もまた茂貞が直接設定した假孫ではないかと思われるのである。⁽⁵³⁾王建の場合は、舊五代史卷一劉知俊傳に

王氏（王建のこと）子孫、皆以宗承爲名、

とあり、子の世代が宗、孫の世代が承を輩字とすることを示している。實子・假子が宗を輩字としたことは前述したが、假孫について更に具體的に考察する。王宗弼の實子に承班⁽⁵⁴⁾・承涓⁽⁵⁵⁾、王宗侃の實子に承肇⁽⁵⁶⁾があり、宗弼・宗侃共に王建の假子であつて、何れも子の名に承字を共通している。宗弼の元姓名は魏弘夫、宗侃は田師侃で兩者に血縁關係は全くなく、共に王建の假子であるという一點の關連が、兩者とも實子に承の共通字を附した理由である。更に王建の家臣團に、姓は勿論王、名に承字をもつものが文獻に次の如く表われている。左大昌軍使王承燧⁽⁵⁷⁾・左散騎軍使王承諤⁽⁵⁸⁾・承動⁽⁵⁹⁾・承會⁽⁶⁰⁾・蜀軍使王承綱⁽⁶¹⁾・宣徽北院使王承休⁽⁶²⁾・王承騫⁽⁶³⁾・武興節度使王承捷⁽⁶⁴⁾・興州刺史王承鑒⁽⁶⁵⁾・成州刺史王承朴⁽⁶⁶⁾・階州刺史王承岳⁽⁶⁷⁾などがそれである。王建には一人の實男子がいたが、次男宗懿でも父と四五才も年齢が違い（「年齡」の項参照⁽⁶⁸⁾）、前蜀王朝滅亡の同光三年（九二）においてさえ三四才であつて、王建に實孫が存在したとしても、まだ幼少であつた筈である。右の武將達は王承班・承涓・承肇の如く、假子の實子であるか、十國春秋卷三王承檢傳に

王承檢事高祖（王建）、賜姓名、與諸孫齒

とあつて、王承檢（王承休のこと）が一例をなす如く、王建が直接に設立した假孫であるものが多かつたであろう。

それぞれのニュアンスはあつたにしても、血縁者なみの命名法の面からみて、李克用・李茂貞・王建において假父—假子—假孫（假子の實子、假父中心にみれば假孫といえ）の系譜が成立し、後二者については實體的には假父—假孫の系譜が成立していいた。命名法からみてこの系譜で注目されることは、藩帥的支配權力主體者が假父—假子のみでなく李茂貞・王建の如く假父—假孫の直接的結合をなしているもののあることであり、また李克用の場合の如く假子は勿論實子も原則的には藩帥の他

界後に假子設定を行なつて生存中にはなしていないことである。前者については李茂貞・王建共に實子との年令差が余りに大きいことが特徴的である。後者については前述の如く、克用の長子存勗が克用歿して自身が藩帥的權力主體者にして後唐王朝の主權者となつて後、同年九月に李茂貞の三實子李繼曠、繼祚・繼照を假子としているのである。⁽¹⁵⁾ 嗣源は存勗と假兄弟である。換言すれば假子設定している支配集團統率者（すべての藩帥また宦官が假子）⁽¹⁶⁾ の他界後でなければその假子・實子更にその假兄弟も假父子的結合を形成しえなかつたのではあるまい。この原則にはされたものにはあつた。然しこの例外は藩帥的家父長的支配權の強さを却つて物語るものであつた。次にそのことを觀察していく。

まず朱全忠が汴州の富豪李讓を假子とした場合がそれである。假子となつた李讓は一方假父となつて高季興・孔循を假子としている。然し高季興・孔循共に李讓が朱全忠の假子となると同時に李讓の許を離れて全忠の帳下に隸せられ、實質的に李讓との假父子的結合を断ち切られている。なお、朱全忠—李讓—高季興・孔循については藩帥と商業資本家との假父子的結合を別稿で取扱い、そこで詳しく考察する積りである。他の例外は盧龍節度使劉守光攻撃の際、來降してきたその裨將元行欽を勇猛の故に、李嗣源が假子にせんとした事實である。それについて舊五代史卷七〇 元行欽傳に次の如き記事がある。

（天祐九年）時明宗（李嗣源）爲將、攻行欽于山北、與之接戰、矢及明宗馬鞍、旣而以勢迫、來降、明宗憐其有勇、奏隸爲假子、嗣源の假父李克用は天祐五年既に他界しているから、嗣源が行欽を假子にせんと奏請したのは克用の長子にして後繼者李存勗に對してである。なお嗣源が明宗として後唐王朝に君臨するのは勿論更に後のことであり、この時はまだ存勗より代州刺史に任せられて李家支配集團内の有力な一武將であつたにすぎない。そして前述の如く、李家の主長であり李家支配集團の統率者である存勗とは假兄弟である。嗣源が假子設定せんとするに、主長の許可を必要とした事實は、假父子的結合をなす

に單なる支配下の武將ではない嗣源の如き主長の擬制的族員に對しても、或は寧ろそれだからこそ、主長の支配權の強かつたことを示すものである。それが假兄弟でなしに假父が主長の場合には、家父長的デスボットとしての性格を色濃くもぢ、より徹底的であつたことは明らかであろう。こゝに假父・假孫の系譜も生じたのであろうし、假子のみならず實子まで父生存中は自ら假父子的結合をしなかつた理由があると思う。嗣源+行欽の關係について、更に同傳に……

莊宗東定趙魏、選驍健置之麾下、因索行欽、明宗不得已而遣之、時有散指揮都頭、名爲散員、命行欽爲都部署、賜姓名紹榮、
とある如く、存勗の自己の直接支配下への精銳集中策により、嗣源は「不得已」して行欽を存勗に獻することとなり、存勗は行欽に李紹榮なる姓名を賜與した。この事實は嗣源+行欽の結合を存勗が斷ち切つてしまつたことを意味する。嗣源と行欽との假父子的結合は、存勗によつて許可されたとしても、乾化二年（九一）^{（行欽）}或は三年（九一）三月から貞明元年（九一）七月迄の三年餘或是一年餘にすぎなかつたのである。^{（行欽）}

武將としての假子は假父たる藩帥にとつて自己保有の軍事力の最も信賴に値する中核的存在であつたのだが、假父他界後その後繼者たる實子にとつては、父の軍事力をそつぐりそのまま受けつゝとするには、異質的存在となりかねなかつた。支配秩序が確立していないからこそ、假父子的結合の如き擬制血縁的個人的結びつきによつて家父長權を動かし、藩帥的或は官官的權力主體者は支配權力を保持し且擴大強化せんとしたのが唐宋五代であり、このことは反面、支配集團の要としての假父の他界は假父が築きあげてきた個人的結合を中心とする支配組織の分裂の可能性を大きく内包するものであつた。實子たる後繼者は自己と假兄弟の關係にある武將に對し、假父が振いえた程強く家父長的支配權を振いえなかつた筈である。況んや假子は多く實子より遙かに年長者であり（「年齡」の項參照）、軍事統率者としての經驗も豊富であり、部下との結びつきもより

親密な場合が多かつたのである。従つて後繼者の地位は必ずしも安泰ではなかつたし、假兄弟の假子設定も極度に警戒したであらうし、李嗣源・元行欽にみられる如く、斷ち切りさせたであらう。それと共に父なき後の後繼者は別個に自己を中心として個人的結合をなし、最頼の中核的存在を形成して支配組織を確立していくとし、父生存中の後繼候補者にあつては、父が直接的に假孫即ち後繼候補者の子の世代の擬制血縁者を設定し後繼候補者の配下におき、その地位を確立せんとした。前者の例は後唐李存勗にみられ、後者については前蜀高祖王建にみられる。

まず李存勗であるが、存勗が繼字を共通にする假子を設定したこと自體が、このことを十分に物語つている。それと共に存勗は、元行欽が李紹榮なる姓名を賜與された事實が「例をなしているのだが、相當數の武將に李紹某なる姓名を與えていた。附與の対象には後梁王朝の降將が多く、存勗が莊宗となつて一、二年内に行われている。この現象は、王建が四川で採つた降將を假子とする態度に類似するが、李紹某は李繼某と異なつて存勗の假子ではない。その理由は、假子は例外なしに假父より年少であるに對し（〔年齢〕の）、李紹某は例外なしに存勗より年長である點に求めることができる。⁽⁸⁾それにしても紹字を共通にして姓名を附與することは、何等命名法に統一なしに臣下に附與した唐王朝の君主とは異なつて、それ以上に存勗はこれら武將を自己に結びつけんとしたに相異なる。こゝに假子に類する恩寵的個人的結合がみられるし、假子と共に自己支配の支柱たらしめんとしたことを察知することができる。それだからこそ、李嗣源は存勗について即位するや、李繼某、李紹某共に即位の年内に殆んどを元姓名に戻しているし、多くのものが自らそれを願つてゐるのである。⁽⁹⁾元姓名に復したことは、故莊宗存勗との恩寵的個人的結合關係を断ち切つて、嗣源が自己支配下の武將の帶びている異質性を除去したことであり、復姓名を願つてゐるのは、嗣源が支配する世となつた今では、新しい支配組織の中で異質的なものとなつた前支配者との個人的恩寵的結合の象徴である賜與姓名を拂拭し、身の保全を確保せんとしたのである。李一族の自然的血縁者でなし

に後唐王朝を繼承した嗣源にとつては、わけても敏感に考慮せねばならなかつた事柄であつたに相異ない。これと同時に、前述の如く、嗣源は自ら假父子的結合を形成している。

王建の後繼者は初め次男宗懿（後元膺と改む）であつた。五代史記三十六 王建傳に

年十七爲皇太子、判六軍、創天武神機營、開永和府、置官屬、以元膺年少任重、以記事戒之、令一切學朕所爲、則可以保國、

とあり、王建が後繼者元膺に對し強く干涉指導していることが讀みとれる。元膺は後、事により庶人とされ、後繼者は末子の王衍（王宗）となり、衍も立太子後乾化四年（九一）正月天策府（初め崇賢府といふ）を開いた。そして通鑑卷二七〇 貞明五年の條に

蜀主命天策府諸將、無得擅離屯戍、五月丁卯朔、左散旗軍使王承誥承勳承會、遣命、蜀主原之、自是禁令不行、

とあり、王建は貞明四年六月他界しているから、右の記事の蜀主とは王衍のことである。即位後も天策府を存續させており、こ

れは衍の勢力の源泉たるべき幕府で、左散騎軍は天策府に所屬し、その軍將中に、姓は王、名は承字をもつ者三名がみえる。

貞明五年（九一）といえば衍はまだ二二才、天策府を開いた時は僅か一六才であり、この三名は王衍自身の假子でなく、王

建設定の假孫であろう。衍が立太子した乾化四年に王建は既に六八才の老齡で、年少な後繼者と前蜀王朝の將來に限りない

不安を感じ、衍を干渉指導したことは、恐らく元膺の時以上であつたに相異ない。王建は自己の假孫即ち王衍にとつて子の

世代に當るもの天策府配下の軍將として配置し、王衍自身の假父子的結合に代行させ中核的存在として後繼者の安泰を圖

ろうとしたのである。なお右の記事は、主權者自ら設けた軍律を擬制的血縁者によつて破られたが、恐らくは個人的結合

から来る恩寵の故に、罰することをしないで、却つて軍律を亂す結果となつたことを示してゐる。唐朝的支配形態が崩壊し

て、權力保持が何等かの個人的結合の仕方による度合が増大すると、權力主體者の恣意が極度に働き、公と私とが重なり合

つてぐる。わけても假父子の如き極限の結合の仕方にあつては、私が公に優先することが現われ勝ちであり、右の記事はこのことをよく物語るものである。反面からみれば、個人的結合にそれ程に權力主體者は頼つていたのであり、従つて自己の支配權下のものが假父子關係の如き極限の仕方の個人的結合を形成することは、權力主體者の極度に警戒する所となつたのであつた。右にみてきた擬制血緣的系譜が十分にそのことを物語つてくれている。

命名法の面からみて、主として藩帥の保持する、自然的わけても擬制的血緣者假子に對する主長的家父長的支配權の強さの度合を考察してきたが、藩帥の直接假孫の設定、假父他界後における實子の假子設定、支配者となつた後の假子の假子設定の現象はうらはらの關係があつた。そのことからも恩寵と隸從の合體としての個人的結合の極限の形である假父子的結合に權力主體者としての假父がその支配力保持の中核的支柱を強く求めていたことを推察しうるのである。藩帥の中には、極めて早くからこの結合を形成しているものがあり、これはまた當時の社會の一面を物語るもので、假父子間の年齢關係を通して、そのことを次に考察していくことにする。

三 年 齡

假父子的結合は主として藩帥により形成されたものであるが、假父藩帥と個人型假子との年齢關係には自然的父子間にはみられない奇妙さが存在する。知り得る限りの假父子間の年齢關係を表示し、それに基き、奇妙さが何を物語るものであるかにつき論を進めていきたいと思う。

第 1 表

姓	名	歿年齡	歿年次	典據	據	次假父歿年	年齡差
假父	安祿山	五〇余	至德二年	新唐書卷二二五上安祿山傳 一舊唐書卷一四二・新唐書卷二一 舊李寶臣傳	四〇	五〇余	年齡差
假子	安忠志	六四	建中二年		十餘歲 年少		
假父	王建	七二	光天元年	六舊五代史記卷一三六・五代史記卷 卷二七史記卷六・天成三年十二月、通鑑	五五	四一	年齡差

第 2 表

姓	名	歿年齡	歿年次	典據	次假父歿年	年齡差
假孫	實子	朱全忠	六一	五代會要卷一帝號	六一	
假父	朱友貞	三六	乾化二年			
高季興	朱漢賓	六四	龍德三年	五代史記卷三梁末帝紀		
王建	朱漢賓	七一	清泰二年	五代史記卷六・五代史記卷四 舊五代史記卷六・天成三年十二月、通鑑	二五	三六歲少
七二	天成三年	六四	龍德三年			
光天元年	朱漢賓	七一	清泰二年			
六舊五代史記卷一三六・五代史記卷 卷二七史記卷六・天成三年十二月、通鑑	朱漢賓	七二	七二			
七二	朱漢賓	七二	七二			

姓	名	歿年齡	歿年次	典據	次假父歿年	年齡差
假父	王建	七二	光天元年	六舊五代史記卷一三六・五代史記卷 卷二七史記卷六・天成三年十二月、通鑑	七二	七二
高季興	朱漢賓	七一	七一			
王建	朱漢賓	七二	七二			
七二	朱漢賓	七二	七二			

第3表

子	實子	假父	姓	假子	實子	王宗懿
李存賢	李存信	李存進	李克用	李宗璠	王宗衍	歲にて皇太子一七
六五	四一	六六	四五	六八	二八	二六六開平二年六月、通鑑卷
同光二年	天復二年	龍德二年	同光四年	乾德五年	同光四年	九國志卷六前蜀世家後主・蜀檮杌卷上
六舊李存賢傳	六舊李存信傳	六舊李存進傳	武皇紀下・舊五代史卷二六・五代史記卷四	九國志卷六王宗璠傳、	九國志卷六王宗侃傳、	九國志卷六前蜀世家後主・蜀檮杌卷上
四九	四七	五二	五四	六三	六六	二〇
四年少	六年少	一年少	二九年少	五年少	六年少	五二年少
						四五歲少

第4表

子	實子	假父	姓	假子	實子	王宗懿
李存賢	李存信	李存進	李克用	李宗璠	王宗衍	歲にて皇太子一七
六五	四一	六六	四五	六八	二八	二六六開平二年六月、通鑑卷
同光二年	天復二年	龍德二年	同光四年	乾德五年	同光四年	九國志卷六前蜀世家後主・蜀檮杌卷上
六舊李存賢傳	六舊李存信傳	六舊李存進傳	武皇紀下・舊五代史卷二六・五代史記卷四	九國志卷六王宗璠傳、	九國志卷六王宗侃傳、	九國志卷六前蜀世家後主・蜀檮杌卷上
四九	四七	五二	五四	六三	六六	二〇
四年少	六年少	一年少	二九年少	五年少	六年少	五二年少
						四五歲少

唐末五代の假父子的結合における姓名と年齢

栗原

第5表

		姓		名		典		據		假に換算年		年齢差	
假		李		從		子		父		李		朱	
李		李		從		子		父		嗣		漢	
建	及	李	嗣	源	河	假	子	父	父	李	嗣	朱	漢
五	七	李	從	曠	四九	光	長	舊	舊	李	從	朱	漢
貞	明	建	及	四〇	開	啓	興	五代史卷四	五代史卷四	五	建	及	漢
六	三	存	審	天福	三年	元年正月生	四年	史卷四明宗紀	史卷四明宗紀	五	及	傳	漢
同	光	二	年	舊五代史卷一	舊五代史卷一	舊五代史卷四六末帝紀上通鑑	四九	史卷四明宗紀	史卷四明宗紀	四	五	八歲少	漢
五	七	存	審	三二李從曠傳	三二李從曠傳	異引く唐廢帝實錄	三六	史卷四明宗紀	史卷四明宗紀	四	二	一一歲少	漢
符	存	審	傳	年少	年少	三月の條の考	三五	史卷四明宗紀	史卷四明宗紀	五	一	六歲少	漢
存	審	傳	通鑑	年少	年少	考	三三歲少	史卷四明宗紀	史卷四明宗紀	五	一	六歲少	漢

以上の如く、安祿山・朱全忠・王建・李克用・李嗣源の五假父とその一部の假子につき年齢を比較しうるが、李克用—李存進(第四表)の如きは年齢差僅か一歳にすぎないし、朱全忠と高季興とでは六歳で(第二表)、しかも兩者の關係は朱全忠—朱友讓(李)(表二)、—高季興であつて、季興は全忠の假孫に當つてゐるのである。その他の假子についても、右の表は朱全忠—朱漢賓(表二)、李嗣源(第五表)の場合を除き、自然的父子に比し、すべて余りに年齢差が僅少すぎることを物語つてゐる。なお、

李嗣源の場合自然的父子としても不自然でない年齢差を示しているのは、前項で述べた如く、嗣源は李克用・存勗について後唐王位に即いた後假父子的結合をせざるをえなかつたし、即位の年天成元年（九二）には既に六〇歳の老齢に達していたからである。嗣源は自己の意志のまゝ早く假子設定することをえなかつたのであり、これは例外としなくてはならない。ここに挙げられた假子は文献的に年齢を知りうるものゝみであつて、假子總數からみて一握りのものにすぎないが、右表にみられる如く、假父子間の年齢が奇妙に接近している事實は、李嗣源の如き立場におかれた假父を除き、大部分の假子についていようると考えてよいと思う。年齢差に現われたこの現象は、假父が可能な限り早く假子設定したことを物語るものである。例えは李克用では後繼者にして長子の存勗は父より二九歳年少であり（表四）、王建では次男ではあるが最初の後繼者王宗懿は四五歳も年少であり（表三）、前述したが李茂貞と長子李繼曠では四二歳も年齢の開きがある。王建、李茂貞の場合は特別であるとしても、實子が一人前の武將となつて自己のために働いてくれる迄の成長を父がまつには、相當の年数を必要とする。以下假父、實子の年齢と假子設定年次との關係を例を李克用と王建にとり具體的に考察していく。

李存勗が生れたのは光啓元年（八八）十月で時に父克用は三〇歳であった。然し克用はこの若さで、困難な道を歩みながら、既に中原を指向する一流の有力な藩帥となつていた。沙陀族出身の克用は父李國昌と共に、雲・朔二州の長城地帶に興起し、父を援けて漢民族や吐渾の如き塞外民族との二重的鬭争をなしながら、この地方に次第に地歩を築いていく。苦闘に終始したその頃のこと、通鑑卷二 乾符五年正月の條に、雲州防禦使段文楚が飢饉のため軍食を削減したことが契機となつて、沙陀副兵馬使克用を擁立し雲州侵入を謀った部將の一人に李存璋の名を見出す。その年二月克用は段文楚を殺害してい。乾符五年（八七）といえば、克用は若冠二三歳である。この時李存璋はまだ假子ではなく、後假子となつて李存璋と改姓名したが、假子姓名を豫めこの條に用いたのではないかとの疑問も一應生ずるが、通鑑の筆法としては、改姓名してからは

改姓名を用いそれ以前には元姓名を用いる敘述法をとつており、これは假子のみでなく單なる賜姓名の場合にも適用されている。そして姓名を元に復した場合の如きは、また元姓名を用いて文章をつづつてある。従つて李存璋は少くとも乾符五年には李存璋即ち克用の假子であつた。存勗の生れる七年前のことである。その後唐朝側より攻撃をうけ國昌と共に達靼部に亡入する如きことがあつたが、中原に於ては黃巢長安に侵入し、僖宗の蜀に蒙塵する事態が生じ、これが克用に幸することとなつた。即ち唐室は克用を黃巢討伐に起用し、中和元年（八八）四月鴈門節度使を授けていた。時に克用二七歳であり、その年克用は代州北方の鴈門を越えて晉陽方面へ進出する。所謂入關である。これは克用にとつて大きな飛躍であつたに相違ない。そして黃巢討伐を契機として次第に勢力をふとらせ、中和三年（八八）には諸鎮と協力して黃巢を攻撃し、長安の回復をなし、河東節度使を授けられ、軍勢盛んにして諸藩鎮の畏れる迄になつてゐる。翌年五月には長安を放棄した黃巢を更に陳許兩州方面に撃破し、諸鎮の中で黃巢討伐の第一の殊勳者となつた。最早、藩鎮中につて第一級の勢力であつた。同月のこと、黃巢を追討して克用の人馬共に疲れ、朱全忠の根據地汴州城内の上源驛に宿泊し、こゝにおいて全忠に謀られ、正に殺害されようと危く難を免かれる事件が起きている。所謂上源の難である。この難の時、克用は二九歳であり、長子存勗の生れたのはその翌年のことである。そして上源の難頃迄に克用は多くの假子を設定している。例へば克用の假子中で最も活躍している一〇人嗣源・嗣昭・嗣本・嗣恩・嗣信・存孝・存進・存璋・存賢・存審の中、存璋（前出）・嗣源・存孝・存進・存賢の六人はこの頃迄に設定されている。⁽⁸⁾ 従つて百餘人といわれる假子の相當數のものが長子存勗の生れる迄に設定されていただろう。翌年存勗が生れた。自己の後繼者がこゝに得られ、克用に與えた心理的影響は大きかつたに相違ないが、自分が父國昌の片腕となつた如く、存勗が自分の爲に働いてくれるのは遙かに後のことである。存勗出生後も克用は假子を設定している。前述の一〇人の假子中、残り四人はそのように思われる⁽⁸⁾し、その他にも勿論あつたであろう。そして有力な

一〇人の假子中、設定年次の不明な李嗣恩を除き、他はすべて乾寧四年（八九）頃迄に設定されており、百餘人の大部分のものがこの頃迄に設定されたのである。乾寧四年といえば、存勗は三歳で、一人前の武將としては無理であるが、そろそろその働きの出来る年齢に達しようとする頃である。それより一年後克用は他界している。

王建は郷里の人から賊王八と呼ばれた程の盜賊から忠武軍卒となり、暫くして隊将に進み、宦官楊復光が忠武軍八千人を八都に改編するや、その二都頭に累進し、復光歿して田令孜が中央に於て實權を握ると、地方に下つて、かつて共に忠武軍の一都頭であつた興元節度留後鹿晏弘の許によつて巡内刺史となつた。所が晏弘猜忌のため不和となり、田令孜の厚利を伴う誘いにより、韓建ら四名と共にその假子となつて中央に歸り隨駕五都の一都頭となつたが、復光の従兄復恭が左神策中尉觀軍容使として楊氏が再び中央の實權を握るや、田令孜は西川監軍使となつて西川節度使陳敬瑄を頼り、王建も中央を追われ利州刺史として再び地方に出る。時に光啓二年四月のことであり、王建が蜀に地盤を築く端緒がこゝに開かれた。そこで今や田令孜に代り中央に權勢を振るう楊復恭の假子にして山南西道節度使の楊守亮の壓力に苦んだが、屈せず、翌年三月には閬州を攻略して據點とし、自ら防禦使を稱し、獨立的態度を示して唐的公權力に公然と對抗し、楊守亮も制禦しえぬ程の勢力となつて蜀に於ける地盤を築く。まさに王建にとつては、次に飛躍すべき一段落の時期であつた。そして通鑑卷二五七 光啓三年十一月の條に王宗璠・宗弼・宗侃・宗辨ら王建の假子の名がみえる。光啓三年（八八）といえど、王宗懿の生れる五年前のこと、王建四一歳であつた。その三年後大順元年（八九）には王宗儒、一年には王宗渥・宗阮・宗本が假子となつてゐる。翌年宗懿が生れた。王建が一應の地盤を蜀に築く迄には、かくの如く誠に波瀾に富んだ行路を歩んできたが、一二〇人といわれる假子の中相當數がこの頃までに設定されてきたのではあるまいか。かくして蜀に盤踞する諸藩帥—西川節度使陳敬瑄・昭信節度使馮行襲・荊南節度使成汭ら—を攻略し、更にその降將や自己配下の武功ある武將を攻略過程に假子としながら、

王建は前蜀王朝を確立していく。王建が前蜀王位に即いたのは唐朝滅亡の年、後梁の開平元年（九〇）であつて、王建は既に六一歳の老齢であり、宗懿はまだ一六歳であつた。

李克用、王建の場合につき觀察を加えたが、兄弟というふざわしい年齢差の僅少なること、換言すれば實子よりは假子が相當に年長なることは、必ずしも實子が一人前の働き手に成長する前に、假父が假子を設定したということにはならぬわけであるが、李克用・王建の例はさうであつたことを示しているし、更に後繼者出生前に假父子的結合がなされていたことを明らかにしている。そしてこの現象は李茂貞の場合にも現われている。その長子李繼曠は光化元年（八九）に生れているが（註五）、大順二年（八九）十二月には李繼臻、景福元年（八九）八月には繼密、乾寧二年（八九）七月には繼鵬、同四年（八九）二月には繼徽、同年四月には繼璫ら假子の姓名が文獻にみえているのである。従つて輩字は先づ假子に適用されたわけである。藩帥以外のものゝ場合は一應保留して、藩帥が假父の場合は、表示しえなかつたものも含めて、それぞれの事情がらの差異はあつたにしても、少くとも實子が一人前に成長する以前假父子的結合を行なつたことは疑いない所であろうし、中には李克用・李茂貞以外にも實子出生前に結合を形成したものも或はおつたのではあるまい。假父子的結合は權力主體者が非血縁者と意慾的に擬制的親子關係という極限の私的結合を形成したことを意味するものである。こゝに假父の親的立場からくる家父長的專制、假子の子的立場からくる隸從忍從性が生じ、他面に於て前者が恩惠的であれば、後者は報恩的であつて、そこに親近性が生じ、中國史上稀に見る動亂期の、支配機構の打ち立てられておらぬ状態にあつては、權力主體者はその支配機構の中核的存在として假子を設定し、この様な特定の個人的結びつきによつて、支配權の維持擴大をはかつたのであつて、實子出生前或は幼少の頃から盛に假子設定を行なつたのである。實子出生前或は幼少の頃といえば、假父がまだ若い時のことであり、假子はそれより年少だとはいへ、假父の手足として充分に働きうるだけの年齢に達しておらねばなら

す、こゝに假父子間の年齢差の僅少という奇妙な現象が生じたのである。従つてこの現象から、地方支配集團の統率者がわけても支配權形成途上に於て、支配集團の中核として假父子的結合に如何に依存していたかを読みとることができるのである。

四 結 び

假子には集團型假子と個人型個子とが存在するが、假子姓名は文獻的に後者のみについて知ることができ、しかも後者は唐末五代初期に最も數多く現出し、その華かな活躍がみられる。これら個人型假子は假子となると共に原則として假子姓名を附與され、姓は假父のそれに、名は假父の實子なみの命名法に基いている。更に王建・李茂貞の如く、假子の實子にまで假父の命名權の及んでいることもあり、假父が子の世代を媒介とせずに直接假孫の設定をなしていることさえあつた。假父的結合は國家支配權力の微弱化無力化の時期に現われた地方的支配權力主體者に密着して現われたものである。唐末はまさにそうであつて、唐的支配權力は無いに等しく、貴族的官僚制も没落し去り、一方黃巢に代表される農民・飢民の反亂は殆んど中國全土に波及する有様であつて、地方支配權力主體者たる藩帥や宦官は、舊支配秩序に依存することができず、恩寵・專制と報恩・隸從の合體の極限の形態である假父子的結合を形成して、こゝに支配權力形成と保持擴大の中核體を求めていつたのである。李克用・王建・李茂貞について觀察したが、藩帥的支配權力形成途上に於て、多くの假子設定を行つており、これに依存して支配權力擴大に務めたのであり、こゝに假父子間の年齢差の接近の現象が生じてきたのである。地方支配權力主體者たる假父は、かくの如く血縁者並びに假子に對し家父長權行使し團結して、支配圈を保持擴大せんとするものであつたから、支配下の、まして有力なものが、假父子的結合を形成して家父長權を擬制血縁者に迄擴大していくことは、別系統の家父長的支配團結が自己支配下に存在することを意味するものであり、李存勗の李嗣源—元行欽結合に對す

る態度の如く、それを排除することさへあつた。これは子の世代をぬきにした假父—假孫的結合形態現象と表裏をなすものである。藩帥的な支配權者たる假父は異質的な擬制親子的結合に對して敏感に排他的であつたといふのである。

註

- (1) 以上については、拙稿「唐五代の假父子的結合の性格—主として藩帥的支配權力との關係において—」(『史學雜誌』六二の六)による。
- (2) 舊唐書卷四二・新唐書卷一・李寶臣傳。
- (3) 新唐書卷九・顏杲卿傳・安祿山事跡上。
- (4) 舊唐書卷二・新唐書卷一・王廷湊傳・舊五代史卷五・五代史記卷三・王鎔傳。
- (5) 舊唐書卷四・尚可孤傳・冊府元龜卷二五・總錄部名字。
- (6) 前掲拙稿。
- (7) 蜀檣杌卷上、通鑑卷五九・景福二年四月の條。
- (8) 新唐書卷八・田令孜傳・通鑑卷五九・景福二年冬十月の條の考異引く續寶運錄。
- (9) 前四名は舊五代史卷五・五代史記卷一。克柔は五代史記卷三・李嗣昭傳・冊府元龜卷三・將帥部佐命八、通鑑卷六一・乾寧四年三月の條による。
- (10) 舊五代史卷五・五代史記卷二。
- (11) 通鑑卷七・長興三年六月の條。
- (12) 舊五代史卷五・五代史記卷一・克修傳。
- (13) 文獻上知りうる李克用の假子を列舉すれば(繁雜のため出典は省略する。括弧内は元姓名)、李存信(張)・李存進(孫重進)・李存賢(王賢)・李存孝(安敬思)・李嗣源・李存審(符存)・李存貞・李存璋・李嗣本(張)・李存頤・李存質・李存敬・李存暉・李嗣本(駿)・李存儒(楊婆兒)・李存實・李建及である。なお舊五代史卷六・李建及傳・五代史記卷一・王建及傳によれば、李建及は明らかに克用の假子で、本姓は王であるが、假子名は不明である。
- (14) 知りうる王建の假子を列舉すれば、王宗璠(姜郢)・王宗彌(魏弘夫)・王宗侃(田師侃)・王宗辨(龐辨)・王宗儒(楊儒)・王宗渥(鄭渥)・王宗阮(文武堅)・王宗本(謝從本)・王宗勉(趙章)・王宗訓(王茂權)・王宗謹(王釗)・王宗縉(李綰)・王宗播(許存)・王宗濂(華洪)・王宗黯(吉諫)・王宗偉・王宗賀・王宗浩・王宗矩(疾矩)・王宗祐・王宗朗(金師朗)・王宗紹・王宗汾・王宗鐸・王宗儼・王宗魯・王宗宏・王宗夔・王宗裔・王宗昱・王宗晏・王宗信・王宗鍔・王宗勲・王宗威・王宗鉢(李武)・王宗憲(許)・王宗儕・王宗汭あり、王建の姉の

子王宗翰（孟）がいる。

(15) 朱全忠の假子として、朱友恭（李彥威）・朱友讓（李謙）・朱

友謙（朱簡）・朱漢賓を検出しえ、朱漢賓の假子名は不明。

(16) 李茂貞の假子として明記してあるものに、李繼臻・李繼鵬

（閼珪）・李繼徵（楊崇本）・李繼唐・李繼筠・李繼遠（符道昭）・

李繼岌（桑弘志）・李繼密（王萬弘）がいる。なお通鑑卷六八乾化

元年十一年庚寅の條で、考異は「李茂貞養子多連繼字」といい、

この事象に注目している。

(17) 李繼麟（朱簡一朱友謙）・李繼璟（李從審）・李繼璽（張從訓）

李繼陶・撒刺阿撥があり、撒刺阿撥の假子名は不明。

(18) 李從暉（李繼暉）・李從昶（李繼昶）・李從照（李繼照）がいる。

(19) 顧琛については新唐書卷八六顧璡傳、顧璠（魏弘夫一王宗彌）

について通鑑卷二乾寧四年冬十月の條、九國志卷六王宗彌傳

による。なお顧彥暉の實子名は不明であるが、恐らくは王偏であつたのではないか。

(20) 五代史記卷六李昇傳。

(21) 通鑑卷二乾寧三年十一月の條。

(22) 同書同卷同年十二月の條。

(23) 同書卷二乾寧四年二月の條。

(24) 同書同卷同年六月の條。

(25) 同書同卷同年十月の條。

(26) 同書卷二天復二年十一月の條。

(27) 同書同卷天復三年正月の條。

(28) 同書卷二開平三年六月の條。

(29) 同書卷六七乾化二年十二月の條。

(30) 同書同卷貞明二年十月の條。

(31) 藩五代史卷五五代史記卷一魏王繼岌傳。

(32) 藩五代史卷五李嗣昭傳・通鑑卷七龍德二年七月の條によれば、李嗣昭には繼僖・繼韜・繼忠・繼能・繼襄・繼遠・繼達の

七男子がいる。

(33) 藩五代史卷五五代史記卷一などによれば、實子に從審・從

厚（閼帝）・從益があり、養子に從珂（廢帝）、從子に從璽・從

璋・從溫・從敏がいる。

(34) 藩五代史卷九孫漢英傳。

(35) 藩五代史卷五李存璋傳。

(36) 藩五代史卷九符彥饒傳・同書卷五符彥超傳・宋史卷二符彥卿

傳。

(37) 藩五代史卷九張從訓傳・宋史卷四張從恩傳。

(38) 藩五代史卷三李從敏傳によれば、廣順元年（九五）五四歳で卒。

(39) 藩五代史卷八李從璋傳によれば、天福二年（九三）五一歳で卒。

(40) 藩五代史卷八李從溫傳によれば、開運三年（九四）三月六三歳で卒。

(41) 宋史卷二符彥卿傳によれば、開寶八年（九七）七八歳で卒。

(42) 藩五代史卷九張從訓傳によれば、後晉高祖即位（九三）より數

年後に五三歳で卒。

(43) 宋史卷二張從恩傳によれば、乾德四年（九六）六九歳で卒。

(44) 舊五代史卷九 李繼忠傳によれば天祐三年(九三)五一歳で卒。

(45) 舊五代史卷四 宋末帝紀上。

(46) 通鑑卷五 中和四年五月の條。

(47) 同書卷二 同光元年十一月の條。

(48) 同書卷二 天成元年三月の條。

(49) 契丹國志卷一 神冊二年、通鑑卷七〇 貞明四年十一月の條。

(50) 舊五代史卷一 張從訓傳によれば、莊宗が梁軍と德勝口に鬪つた後に假子となつており、この戦闘は通鑑卷七〇・二七によれば

(51) 貞明五年のことであつた。
李存勗の他の一人の假子李繼陶については通鑑卷二 天成三年八月の條に

初、莊宗徇地河北、獲小兒、畜之宮中、及長、賜姓名李繼陶、
とあり、舊五代史卷五 王都傳に

李繼陶者、莊宗初略地河朔、浮而得之、收養于宮中、故名曰
得得、

とあり、存勗が幽州の劉仁恭父子を擄したのが天祐一〇年(九三)
で、この前後河北征略に親征しており、李繼陶が假子となつた
のは克用歿後のことである。

(52) 通鑑卷二 貞明元年四月、舊五代史卷八 梁末帝紀貞明元年三月
の條・同書卷三 楊崇本傳、冊府元龜卷五 閩位部招懷の條。

(53) 通鑑卷二 貞明元年十一月の條。

(54) 以上二名は通鑑卷二 開平三年四月の條。

(55) 同書卷六 乾化元年十月の條。

(56) 以上三名は同書卷九 貞明元年十一月の條。

(57) 舊五代史卷三 五代史記卷四 李茂貞傳によれば、茂貞は同光
二年(九三) 六九歳で、舊五代史卷三 李從曠傳によれば、長子繼

曠は開運三年(九四) 四九歳で他界している。

(58) この意味で前掲拙稿の第三表・第五表に假孫李彥琦を假子と
共に收めておいた。なお九國志卷七 後蜀・李彥琦傳に

彥琦字子溫、京兆長安人、本姓楊氏、祖父皆隸神策軍、彥琦
善騎射、……唐中和初、鳳翔李茂貞委以心腹之任、易姓李氏
齒子諸子、

とあり、通鑑卷三 天復二年冬十月の條に

戊寅夜、李茂貞假子彥琦、帥三團步兵、奔于汴軍、

とあり、李彥琦・李彥詢は茂貞の假子とあるが、命名法からみ
て當然假孫と考えられる。

恐らく茂貞が直接設定したものため、假子と誤まられたので
はあるまい。

(59) 五代史記卷四 劉知俊傳に、「(王)建之諸子、皆以宗承爲名」
とあり、子の世代に宗・承の二字を輩字とする二種の命名法が
存在した如くであるが、そうではない。

(60) 通鑑卷七三 同光二年九月の條・九國志卷六 前蜀王宗瑞傳。

(61) 通鑑卷七四 同光三年十一月の條。

(62) 通鑑卷七三 同光三年十月の條・九國志卷六 前蜀王宗侃傳。

(63) 通鑑卷六八 乾化三年七月の條の、蜀太子元膺が庶人とされた事
件についての考異引く十國紀年。

(64) 以上三名は通鑑卷七〇貞明五年五月の條。

(65) 同書卷七一龍德二年四月・蜀檮杌上乾德四年四月の條。

(66) 通鑑卷七三同光二年十月の條・五代史記卷六王衍傳。なお十國春秋卷三に王承檢傳があり、王建が姓名を附與したとあるが、

乾徳年間に秦州節度使となつており、上述二書では、乾徳六年(同年)に王承休が天雄軍(秦)節度使となつており、王承檢は王承休のことではないかと思われる。

(67) 通鑑卷七三同光二年十一月辛酉の條。

(68) 同書卷七三同光三年十月癸亥の條。蜀檮杌上咸康元年(同光)十

月の條には(鳳州)刺史王承捷とある。

(69) 通鑑卷七三同光三年十月辛巳の條。

(70) 同書同卷同光三年十月乙酉の條。

(71) 同書同卷同光三年十月乙丑の條。

(72) 通鑑卷七三開平四年十一月・蜀檮杌上武成二年の條。兩書に

は名に少しく差異がある。

(73) 通鑑卷六六開平元年九月の條によれば、長子は王宗仁であるが、年齢を知る手掛りがない。

(74)

矢野主税氏は「唐代に於ける假子制について」(廣島文理科大學『史學研究記念論叢』所收)に於て、田令孜と王建との假子との關係から、假父一假子一假孫(これは假子の假子)の系譜の存在を記しておられるが、田令孜と王建との例外といつてもよい稀薄な關係のことを考えれば、この系譜を強調することには從いがたい。ここにおいては田令孜の家父長權は殆ん

ど及ばなかつたし、この系譜は田令孜一王建、王建一假子に分解さるべきであろう。

(75) 舊五代史卷一李從曠傳によれば、李茂貞の長子李從曠のみ假子となつた様であるが、同卷從叔傳によれば茂貞の第二子に從叔、その弟に從照があり、共に李嗣源の假子である。何となれば、同卷李茂貞傳には從曠は繼曠と記され、嗣源の子の世代の輩字は從であるから、從曠は假子名であることがわかり、從叔・從照も元名繼叔・繼照の假子名と考えうるからである。通鑑卷五五によれば、繼曠が假子となつたのは天成元年九月のことであり、長子が假子となつて二弟も名を變え(姓は同じ李)換言すれば假子となつたのである。

(76) 濬鎮支配機構内で節度使でなく假子設定しているものに、安祿山反亂前に范陽將張鎗高(假子は張忠志)がいる。また父存

命中に假子設定しているものに李克用がある。然し此等の主長

或は父は共に自ら假父子的結合は形成していない。又田令孜

の假子田彥賓(李茂貞)は盛に假子・假孫を設定しているが、

唐僖宗より光啓二年(六八)七月李茂貞なる姓名を賜わり(通鑑卷六八)

換言すればこの時で田令孜との結合は切られたわけで、これ以

後において設定しているのである。なお、九國志卷七李彥琦傳によれば(註五八)、鳳翔の茂貞と彥琦との結合が中和初に生じて

いるが、これは舊五代史卷一李茂貞傳によれば、茂貞がその一隊長であつた博野軍(茂貞は深州博野の人)が、黃巢の長安占據の際鳳翔に駐屯した時のことである。その後茂貞は神策軍指

揮使となつており、田令孜の假子となつたのは新唐書(七八)によれば、茂貞が右神策統軍の時のこととで、舊五代史の神策軍指揮使は新唐書の右神策統軍のことと考えられるから、李彥琦との結合は茂貞が田令孜の假子となる前のことである。茂貞が令孜の假子となつて後、彥琦との結合がどうなつたか不明であるが、九國志の傳によれば彥琦は依然として茂貞配下にある。

尤も令孜—茂貞の結合は黃巢の長安占據(中和元年—八八一)より光啓二年(六八)の間にすぎない。

更に通鑑(五九)景福元年(六九)三月の條に

左神策勇勝三都都指揮使楊子實子遷子釗、皆守亮之假子也、

自渠州引兵救楊晟、知守亮必敗、壬子、帥其衆二萬降於王建、
とあり、楊守亮に子字を共通にする三假子あり、守亮は楊復光の假子である。復光は中和三年(六八)七月即ち右の記事の九年

前に歿しており、三假子は復光歿後におかれたものではあるまいか。復光歿後、守亮は山南西道節度使となり、中央を追われた復光の從兄復恭これに頼り、守亮中心に勢力の回復を圖つてゐる。景福元年には復恭は生存しているが、楊集園の中心的實力者は守亮であつた。

(77) 舊五代史(七) 元行欽傳によれば天祐九年(乾化二年)、通鑑(五六)によれば乾化三年三月に、嗣源と行欽との關係が生じ、存勗が行欽を帳下に收めたのは通鑑(五二)によれば貞明元年七月である。

(78) 李嗣源の他の一人の假子張彥超について。舊五代史(二九)張彥

超傳に

初以騎射事莊宗爲馬軍將軍、莊宗入汴、授神武指揮使、明宗嘗以爲卷子、天成中擢授蔚州刺史。

とあり、ほど同様の記事が通鑑(七八)長興三年十一月の條にもあり、共に假子姓名は記されておらず、その點元行欽と同様である。天成・長興共に後唐明宗(李嗣源)治世の年號であり、通鑑の筆法としては改姓名すれば、以後その姓名で敍述されて行くのである。或は、莊宗に仕える前かその後に於て嗣源の假子となつたが、嗣源が後唐王朝に君臨する前に、關係を莊宗に断ち切られたのではないか。

(79) この點については、掘敏一氏「唐末諸叛亂の性格—中國における貴族政治の没落について—」(『東洋文化』七號)並びに前掲拙稿を参照されたい。

(80) 李存勗が名に紹字を附與した武將は、文獻上一八名を検出しうる。李紹榮(元行欽)・李紹宏(馬)・李紹奇(夏魯奇)・李紹冲(溫韜)・李紹眞(霍彥威)・李紹瓊(葛從簡)・李紹英(房知溫)・李紹處(王晏球)・李紹琛(康延孝)・李紹斌(趙行實)・李紹能(米君立)・李紹興(李紹文(張從楚)・李紹珙(劉訓)・李紹欽(段凝)・李紹安(長象先)・李紹威(掃拂)・李紹魯(白承福)がそれである。(典據は省略する、括弧内は元姓名)。この中、最後の二名李紹威は矣、李紹魯は吐渾の首長であつて、莊宗存勗の紹字附與は塞外民族に迄及んでおり、契丹の撒刺阿撥を假子としたことを想起せしめる。以上の中、存勗と年齢關

係のわかるものを表示すれば、

姓 名	歿 年 齢	歿 年 月	典 據	存 勗 歿 年 次	年 齡 差
李存勗	四二	同光四年	舊五代史卷三 紀、五代會要卷一 莊宗	四二	
李紹奇	四九	長興二年	舊五代史卷七〇 夏魯奇	四四	
李紹真	五七	天成三年	舊五代史卷六四 霍彥威	五五	二歳長
李紹瓊	六五	天祐六年	舊五代史卷九四 史記卷四七 舊五代史卷六四王晏球	五四	一三歳 年長
李紹安	六一	長興三年	舊五代史卷五九 四五袁象先傳	六三	八歳 年長
李紹處	六〇	同光二年	舊五代史卷六四王晏球	一二歳 年長	

(81) すべて存勗より年長である。なお、李紹處は五代史記卷四 王晏球傳によれば六二歳で歿しており、すると存勗より一四歳年長となる。後梁よりの降將には、李紹奇・李紹沖・李紹真・李紹英・李紹處・李紹琛・李紹文・李紹欽・李紹安がいる。 繼字共通者には「假子」・「從諸子之行」・「待之如子」或は屬籍編入の文字を見るが、紹字共通者に假父子的結合をなしたことと意味する文字のないことは、後者の假子でないことを傍證するものと思う。

唐末五代の假父子的結合における姓名と年齢 粟原

(82)

まず存勗の假子についてみれば、李繼麟・李繼璟は嗣源の即位前に他界しており、李繼陶については通鑑卷二 天成三年八月の條に、王都が見出し存勗の後繼者としてかつぎ出さんとした記事がみえその中に

初、莊宗……賜姓名李繼陶、帝（明宗嗣源）即位、縱遣之、王都得之、使衣黃袍坐壇間、

とあり、嗣源即位して存勗の兄弟・賓子等血族は多く殺されか、地方に逃げたりしており、繼陶も地方に身をかくしていたもので、若し中央におれば殺害されるか、或は血族でない故復姓名されていたであろう。何となれば李繼懿は舊五代史卷九 張從訓傳に

（明宗）及即位、授石州刺史、復舊姓名、歷憲德二州刺史、とあり、張從訓と元姓名に復されているからである。なお、張從訓の父李存信は李克用の假子即ち李存勗・嗣源と假兄弟であり、李克用家・李嗣源との擬制血縁關係は一切断ち切られたわけである。

紹字共通者は、文献上天成元年九月迄に一二名が姓名を復されており、他は殆んど嗣源即位前に他界している。嗣源は天成元年四月に即位しているのである。

(83) (六九二) 九國志卷六 前蜀世家後主の條、蜀檮杌上卷 によれば、天成元年四月二八歳で秦川驛に殺されている。

(84) (六九二) 舊五代史卷三 前蜀世家後主の條、蜀檮杌上卷 によれば、光天元年（九二） 七二歳で他界している。

(85) 藩帥については別個に考察することにし、宦官楊復恭の例をあげておく。通鑑卷二龍紀元年十一月の條で、復恭が常に肩輿に乗り太極殿に至る如き行爲をとつていてことに対する、時の宰相孔緯はこの權勢の實體について、「復恭陛下家奴、及肩輿造前殿、多養壯士爲假子、使典兵、或爲方鎮、非反而何」といつている。實際、假子守宗は扈駕都頭、守亮が山南西道節度使、守信が玉山軍使、守厚は綿州刺史となつており、他にも禁軍内・地方でそれぞれ重要な地位を占めており、これが楊復恭の權勢の實體であつて、これらの個人的結合に依存しつゝ、復恭は中央に權勢を振つたのである。

(86) 通鑑卷二中和四年五月の上源の難の記事に續いて、嗣源・存信・存孝・存進・存賢の名がみえる。

(87) 例へば、通鑑卷二中和三年正月の條に
李存審傳、嗣恩は天祐四年(七〇)より相當前乾寧二年(八九)より後(舊五代史卷五二李嗣恩傳)と思われる。

(88) 獨主(王建)長子校書郎宗仁、幼以疾廢、立其次子秘書少監

宗懿爲遂王、

とあり、王建は次子宗懿こそ頼りとしていたのである。

(89) 王宗儒は通鑑卷二大順元年正月、宗溫は同卷大順二年四月、宗阮・宗本は同年八月の各條。

(90) 李繼臻は通鑑卷二大順二年十二月、繼密は同書卷二景福元年八月、繼鵬は同書卷二乾寧二年七月、繼微は同書卷二乾寧四年二月、繼瑭は同卷同年四月の各條に、それぞれ李茂貞の假子或は養子である。繼微・繼鵬については更に舊五代史卷二李茂貞傳に光化元年以前の記事中にみえる。

(埼玉縣立川越高校教諭)

三年春正月、李克用將李存貞、敗黃檢于沙苑、己巳、克用進屯沙苑、撥巢之弟也、

(88) とあつて、李存貞の名が李克用の武將としてみえる。中和三年(八八)には李存貞は克用の假子であつたのである。

(89) 残り四人—嗣昭・嗣本・嗣恩・存審—については、假子となつた年次を明確にすることは困難である。嗣昭は乾寧四年(八九)前(舊五代史卷五二・五代史記卷三六李嗣昭傳、通鑑卷二六一乾寧四年三月の條)、嗣本は乾寧元年(四九)十月前(五代史記卷三六李嗣本傳)、存審も同様(舊五代史卷五六・五代史記卷二五